

平成27年度第4回愛媛県新居浜・西条圏域地域医療ビジョン調整会議 次第

日時：平成28年1月14日（木）15：00～

場所：愛媛県東予地方局 7階 大会議室

1 開会

2 議題

- (1) 構想区域間調整の協議結果について

- (2) 新居浜・西条圏域における将来あるべき医療提供体制を実現するための施策（案）について

- (3) その他

3 閉会

【配布資料】

- ・資料1 「施策（当初案）に対する意見等」

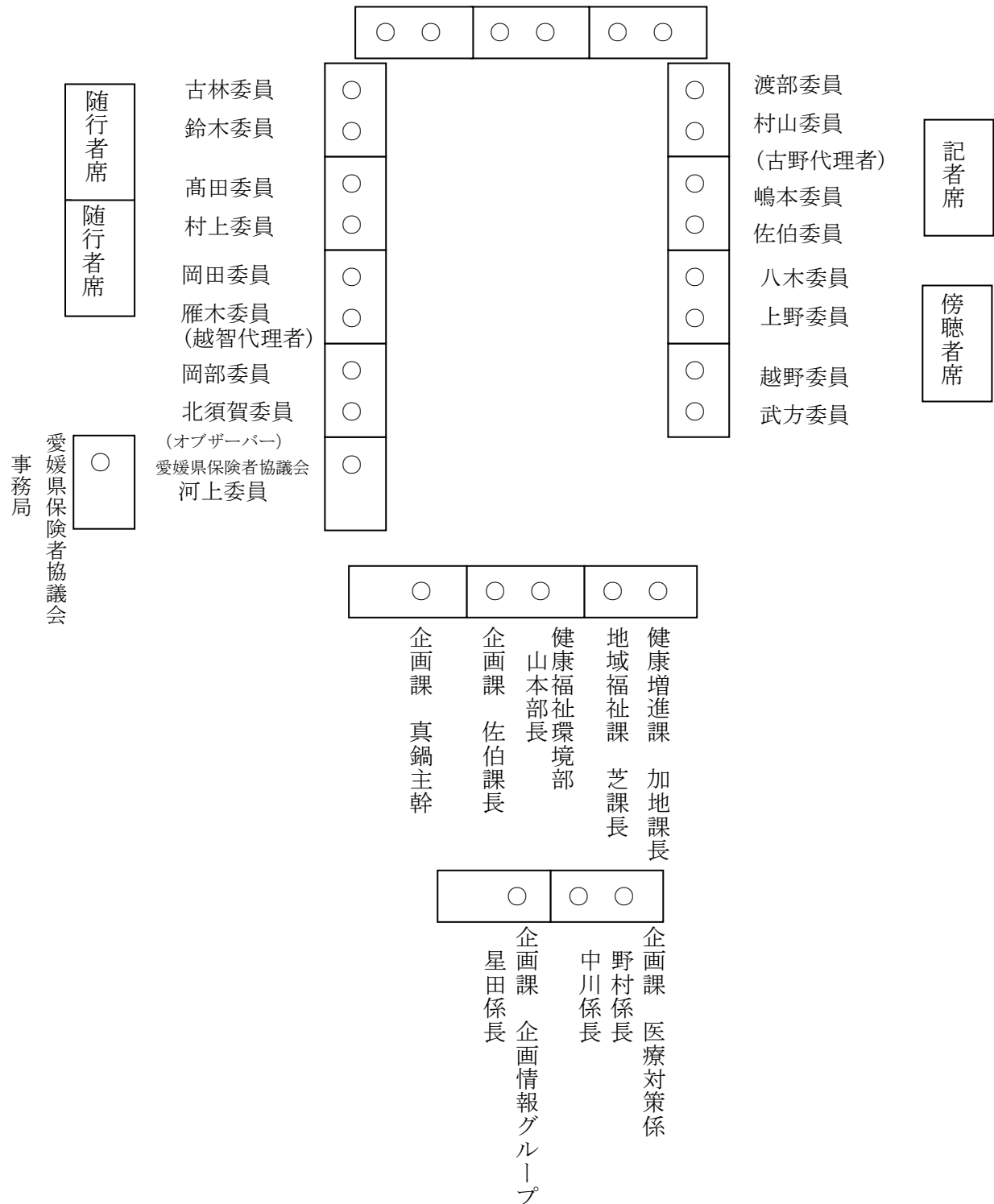
- ・資料2－1・資料2－2
「新居浜・西条圏域における将来あるべき医療提供体制を実現するための施策（案）」

平成27年度第4回愛媛県新居浜・西条圏域地域医療ビジョン調整会議 配席図

日時：平成28年1月14日（木） 15：00～

場所：愛媛県東予地方局 7階 大会議室

伊藤委員
加藤委員
松浦副議長
中山議長
宮内委員
酒井委員



**平成27年度第4回愛媛県新居浜・西条圏域地域医療ビジョン調整会議
出席者名簿**

日時：平成28年1月14日（木）

所 属	出席者	備考
新居浜市医師会長 (中山皮膚科クリニック 院長)	中山 恵二	
西条市医師会長 (松浦皮膚科医院 院長)	松浦 裕	
新居浜市歯科医師会長 (加藤歯科医院 院長)	加藤 智彦	
西条市歯科医師会長 (たちばな歯科医院 院長)	伊藤 史郎	
東予・周桑歯科医師会長 (マサキ歯科 院長)	渡部 眞輝	
愛媛県薬剤師会新居浜支部長理事 (株式会社東予薬局 管理薬剤師)	古野 翼	村山委員の代理者
愛媛県薬剤師会西条支部長 (ハート調剤薬局 管理薬剤師)	嶋本 大介	
愛媛県薬剤師会東予・周桑支部長 (れんげ堂薬局市役所前店 管理薬剤師)	佐伯 純也	
愛媛県看護協会東予地区長 (十全総合病院 看護部長)	八木 やよい	
新居浜市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所長	上野 なぎさ	
有限会社エンジェル・コール 代表取締役	越野 文枝	
独立行政法人労働者健康福祉機構 愛媛労災病院 院長	宮内 文久	
愛媛県立新居浜病院 院長	酒井 堅	
一般財団法人積善会十全総合病院 院長	古林 太加志	
住友別子病院 院長	鈴木 誠祐	
西条中央病院 院長	高田 泰治	
社会医療法人社団更生会村上記念病院 院長	村上 匡人	
社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院 院長	岡田 眞一	
西条市立周桑病院 副院長	越智 淳三	雁木委員の代理者
新居浜市福祉部 部長	岡部 嘉幸	
西条市保健福祉部 部長	北須賀 仁志	
愛媛県西条保健所 所長	武方 誠二	

愛媛県新居浜・西条圏域地域医療ビジョン調整会議設置要綱

(設置)

第1条 新居浜・西条圏域の医療提供体制を確保することを目的に、新居浜・西条圏域における地域医療ビジョンの策定及び実現に向けた関係者との協議及び調整等を行うため、愛媛県新居浜・西条圏域地域医療ビジョン調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 調整会議では、次に掲げる事項について協議及び調整等を行う。

- (1) 地域医療ビジョンの策定及び実現に関する事項
- (2) 構想区域内における医療提供体制の課題に関する事項
- (3) 医療計画に関する事項
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 調整会議は、委員25人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから愛媛県東予地方局長が委嘱し、又は任命する。

- 一 郡市医師会の代表者
- 二 歯科医師会の代表者
- 三 薬剤師会の代表者
- 四 看護関係者の代表者
- 五 介護関係者の代表者
- 六 医療機関の代表者
- 七 保険者の代表者
- 八 市町の代表者
- 九 保健所の代表者
- 十 その他議長が必要と認めた者

2 調整会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 議長は、調整会議を代表し、会務を総理する。

4 議長は、あらかじめ副議長を指名することとし、必要に応じて副議長がその職務を代行する。

(任期)

第4条 調整会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 調整会議は、議長が必要の都度招集し、これを主宰する。

2 議長は、必要に応じて調整会議に委員以外の者を出席させることができる。

(代理出席)

第6条 委員は、やむを得ない事情により調整会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 代理者は、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とする。

3 第1項の代理者は、委員とみなす。

(事務局)

第7条 調整会議の事務局は、西条保健所企画課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、地方局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。